○熊本市景観審議会条例施行規則〔開発景観課〕

平成１５年３月２８日

規則第３８号

改正　平成１７年３月３１日規則第４８号

平成１９年３月３０日規則第４２号

平成２４年１月１９日規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市景観審議会条例（平成１５年条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第３条第２項の規則で定める者）

第２条　条例第３条第２項の規則で定める者とは、次に掲げる者とする。

(1)　学識経験を有する者

(2)　商工業者又はその団体が推薦する者

(3)　屋外広告業団体が推薦する者

(4)　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（関係者の出席）

第３条　熊本市景観審議会（以下「審議会」という。）は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第４条　審議会の庶務は、都市建設局開発景観課において処理する。

（平１７規則４８・平１９規則４２・平２４規則７・一部改正）

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、熊本市景観審議会条例（平成１５年条例第２９号）の施行の日から施行する。

（熊本市屋外広告物審議会規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　熊本市都市景観審議会規則（平成元年規則第６２号）

(2)　熊本市屋外広告物審議会規則（平成８年規則第１３号）

（経過措置）

３　この規則の施行の日の前日において、熊本市都市景観審議会の委員に在任している者の任期は、前項の規定による廃止前の熊本市都市景観審議会規則第４条の規定にかかわらず、同日までとする。

附　則（平成１７年３月３１日規則第４８号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第４２号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１月１９日規則第７号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。